

確認印

案件名称

令和8年度浪速区広報紙新聞折込広告業務委託（概算
契約）

仕 様 書

大阪市浪速区役所

仕様書

1 業務名称

令和8年度浪速区広報紙新聞折込広告業務委託（概算契約）

2 業務内容

（1）業務概要及び折込範囲

区広報紙については、毎月1回（毎月1日、4月号は3月31日）発行しており、区の重要施策・イベントなどの情報を発信する基幹広報媒体として、非常に重要な意味を持っている。そのため、区内全域（各世帯・各事業所）の新聞5紙（朝日・毎日・読売・産経・日経）の朝刊に折り込むことにより、可能な限り多くの世帯・事業者に、区広報紙を配付する。

（2）折込日

原則として各月の1日付け（1日が新聞休刊日の地域は翌日）

ただし令和9年4月号については、令和9年3月31日付け（31日に折込のない地域は前日）

（3）折込回数

計12回（令和8年5月号～令和9年4月号、12ページ建て：12回）

※折込回数・頁数は予定であり、当区の都合により変更する場合がある。

3 規格

別紙1のとおり

4 折込部数

別紙1のとおり

5 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

6 業務の流れ（別紙参照）

（1）折込予定部数の報告

毎月15日までに、翌月分の各紙配送センターの折込予定部数（概数）を取りまとめ、当区へ内訳を報告すること。

（2）折込紙の納品

折込日の3日前（本市の休日を除く）に印刷業者から受注者もしくは各紙配送センターへ納品するので、折込作業を始める時刻までに新聞販売店へ配送を完了させること。

ただし、1月号および4月号の納品日は双方協議のうえ決定する。

なお配達に必要な添書については用意すること。

(3) 折込遂行の調整・監督・管理

各紙の朝刊へ確実に折り込むための連絡調整・監督・管理を行うこと。万が一、折込漏れが発覚した場合や折込に関する苦情があった場合は、責任を持って対処することとし、折込されなかつた世帯等については、個別に配付を行うこと。

(4) 折込実数報告

毎月業務完了後、速やかに新聞販売店ごとの折込実数内訳報告書を提出し、残部については、当区に速やかに返送（受注者負担）すること。

なお、当区の求めがあった場合は、折込実数を証明できる資料を提出すること。

7 再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
イ 仕様書「6. 業務の流れ」に記載の業務
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- なお、元請の契約金額が1,000万円を超える一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

8 経費の負担

本業務に要する費用の一切は、受注者の負担とする

9 その他

- (1) 上記仕様を変更する場合は、その都度、双方協議のうえ決定する。
- (2) 当区の都合により、発行回数および頁数を変更する場合がある。
- (3) 折り込む際は、区役所広報紙が他のチラシの中で一番上に折り込まれるよう努力すること。
- (4) 本業務を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 仕様書に関する質問は、文書により行うこと。
- (6) 契約書や仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定める。
- (7) 契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、当区の解釈に従うこと。
- (8) 区広報紙は、区内全域に配付するものであり、非常に影響の大きい印刷物であるので、本仕様のとおり厳重に履行すること。

10 担当

浪速区役所総務課（企画調整） 電話：06-6647-9683

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（浪速区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（浪速区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(不当要求の防止)

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（浪速区役所総務課）に報告しなければならない。

【(浪速区役所総務課) 連絡先：06-6647-9977】

(発注者：大阪市 受注者：請負者)

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
- また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
- また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用するなどを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

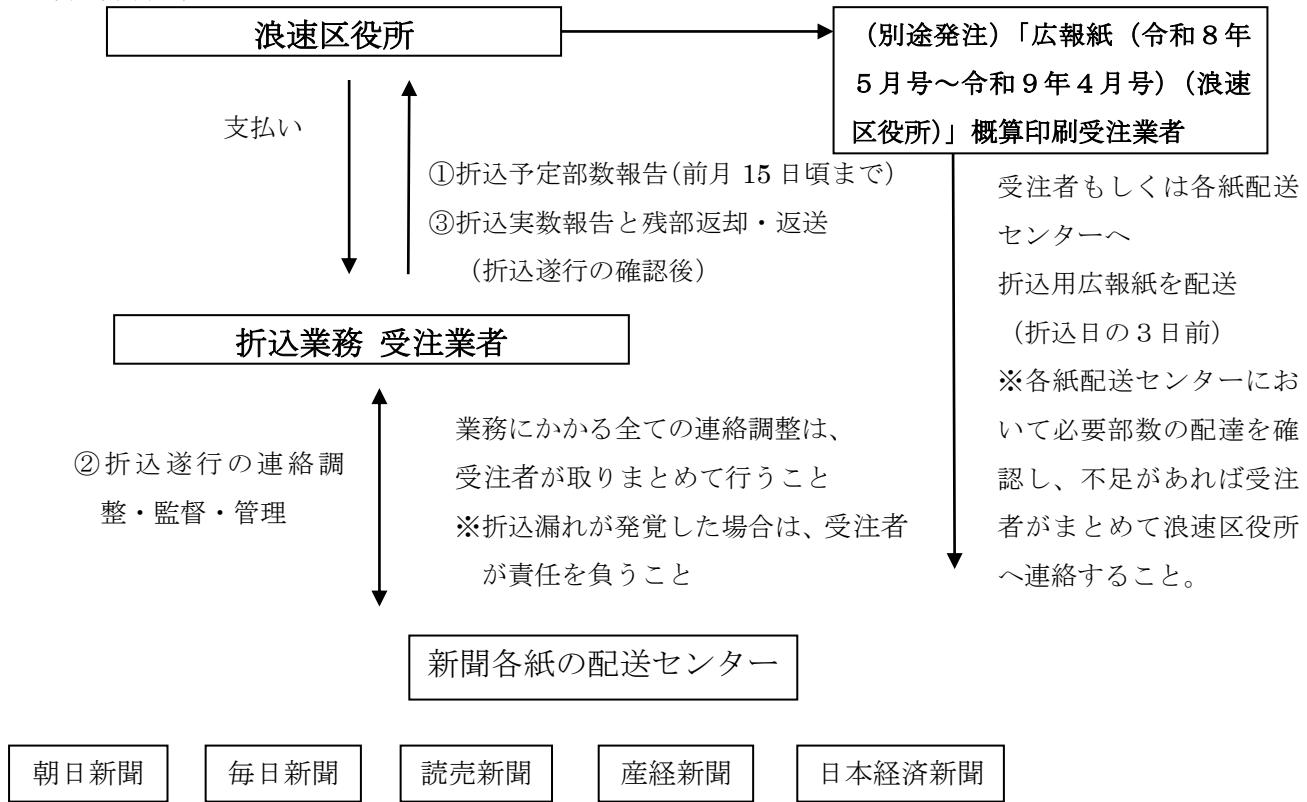
浪速区

別紙1

□ 広報紙名称等詳細

| 「広報なにわ」 | |
|------------|---|
| 仕様書 3 規格 | タブロイド版（折なし） 12ページ建て 12回 |
| 仕様書 4 折込部数 | 84,000部（概数）〔1回：7,000部（概数）〕 |
| 仕様書 10 担当 | 浪速区役所 総務課（企画調整） 大阪市浪速区敷津東1-4-20 6階（62番窓口） 電話：06-6647-9683 |

□ 業務体系イメージ図



別紙2

概算契約の内訳明細

単位：円

| 種別（業務内容） | 数量（※） | 単価・円 | 金額・円（※） |
|---------------|---------|------|---------|
| 12ページ建て | 84,000部 | | |
| 業務委託料総額（税抜） | | | |
| 消費税及び地方消費税相当額 | | | |
| 業務委託料総額（税込） | | | |

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

※種別ごとの金額は、数量に単価を乗じて、算出すること
この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるこ